

鹿屋市消防団規則の一部を改正する規則

鹿屋市消防団規則（平成18年鹿屋市規則第195号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「46分団」を「45分団」に改める。

別表中部の項を次のように改める。

中 部	1 ( 本 部 と 兼 務 )	寿	1	1	1	5	23	31	寿一丁目、寿二丁目、 寿三丁目、寿四丁目、 札元一丁目、札元二丁 目、旭原町
		寿南	1	1	1	4	18	25	新川町、寿五丁目、寿 六丁目、寿七丁目、寿 八丁目
		笠之 原	1	1	1	3	15	21	笠之原町
		弥生	1	1	1	3	15	21	下祓川町、西祓川町、 王子町
		祓川	1	1	1	3	15	21	祓川町、上祓川町
		東原	1	1	1	3	15	21	東原町
		大黒	1	1	1	3	15	21	下高隈町のうち大堀、 黒坂、吉ヶ別府、仮屋
		高隈	1	1	1	5	20	28	上高隈町、下高隈町の うち上別府、柚木原、 谷田

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。